

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年6月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第22号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1 こども元気ランド及び相談室の項中「及び相談室」を削り、「午後9時」を「午後6時」に改め、同項の次に次の1項を加える。

相 談 室	午前9時から午後5時30分まで。ただし、日曜日及び休日 は、午前9時から午後5時まで
-------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室)